

「航空法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」及び「航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」に関する意見募集の結果について

令和 7 年 8 月 29 日  
国土交通省 航空局

国土交通省では、令和 7 年 7 月 16 日（水）から令和 7 年 8 月 14 日（木）まで、「航空法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」及び「航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、1 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 実施方法

- ① 募集期間：令和 7 年 7 月 16 日（水）～令和 7 年 8 月 14 日（木）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、電子メール及び郵送

### 2. 意見数

提出意見数 1 件（提出者数 1 名）

### 3. お問い合わせ先

国土交通省航空局総務課意見募集担当  
電話番号 03-5253-8111

(別紙)

「航空法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」及び「航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」に対する御意見と国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
「滑走路の改良」、「空港用地の造成」などといったように、工事の内容も公示すべき。	工事の内容についても、公示する運用とする予定です。